

くらしの情報

Check!



行事等が変更・延期・中止となる場合がありますので、申し込み・参加等をする場合には主催者にご確認願います。

会計年度任用職員募集

市では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

- ▼車両運転手
- ▼募集人数 1人
- ▼勤務内容 学校給食センターの配送車運転業務ほか
- ▼勤務時間 8時～15時(休憩時間60分)
- ▼休日 土・日曜日、祝日、年末年始、学校の長期休業日
- ▼報酬額 時給984円
- ▼手当 通勤手当、期末手当
- ▼任用期間 9月1日から令和6年3月31日
- ▼応募資格 普通自動車運転免許(AT限定免許不可)を所持する方
- ▼締め切り 8月10日(木)

(郵送の場合は8月10日必着)
※締め切りまでに応募がない場合は、随時受け付けます

- ▼提出書類 歌志内市会計年度任用職員申込書(市ホームページ)からダウンロードまたは学校教育グループより受領、必要事項を記入のうえ、写真を貼り付けてください
- ▼提出方法 持参または郵送
- ▼応募・問い合わせ 学校教育グループ(教育委員会) ☎42・4223

「歌志内市敬老会」開催のお知らせ

高齢者の長寿を祝福し、左記のとおり「敬老会」を開催します。
対象となる方には、8月上旬に案内を郵送します。
▼とき 9月22日(金) 11時(1時間半程度を予定)
▼ところ うたみん(送迎バスをご利用ください)

- スをご利用します)
- ▼対象者 市内に住所を有し、令和5年9月15日時点で75歳以上の方
- ▼参加料 無料
- ※対象となる方で8月15日を過ぎても案内がお手元に届かない場合は、お手数ですが福祉事業グループまでご連絡ください。
- ▼問い合わせ 福祉事業グループ(市役所2階) ☎3213



▲4年前の敬老会の様子

児童扶養手当等 現況届の提出を

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している方は、現況届を8月31日(木)までに提出してください(支給停止の方も含みます)。
現況届は、所得額と支給資格を確認し、今後も手当を受給できるかどうかを調査するため、毎年提出していただく

- ものです(対象となる方には書類を郵送しています)。
なお、提出されない場合、手当を受給できなくなりますのでご注意ください。
- ▼提出・問い合わせ 福祉事業グループ(市役所2階) ☎42・3213

個人事業税納期限

個人事業税の納税通知書は第1期分と第2期分をあわせて8月8日(火)に送付します。
第1期分納期限は8月31日(木)です。
▽税金は8月(第1期)と11月(第2期)に分けて納めます。
※年額が1万円以下の場合、8月に全額を納めます。
▽年の途中で事業をやめた方は、別に指定した納期までとなります。

- ▽納期限までに納税が困難な場合については、申請により納税が猶予される場合があります。
- ▼問い合わせ 空知総合振興局納税課(☎0126・20・0055)

水道 についての お問い合わせは...

中空知広域水道企業団

フリーアクセス (通話料金無料) オイシイミズ

080-080-01432

TEL.53-3831 FAX.53-2126

歌志内営業所(市役所2階) TEL 42-2225

料金のお支払いには、便利な口座振替を

パート募集中 いこいの里 チロル ☎0125-42-3565

2交代制 勤務期間は応相談

勤務時間 7:00~14:00
16:30~19:00

募集人数 若干名

(有)ケア・サポート21

くわしくは、お問い合わせください! 歌志内市字文珠228番地4

収入申告書の提出を

令和6年度の家賃算定のため、市営住宅に入居している方は収入申告書の提出が必要となります。

8月上旬に収入申告書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、提出されない場合は、法律に基づく料金に設定され、高額な家賃となりますので、必ず期日までに提出してください。

▼調査対象の収入期間 令和4年1月1日～同年12月31日まで。

※令和4年1月2日以降、転職などにより勤務先を変更した場合、勤め始めた月から現在までとなります。

▼提出期限 8月31日(木)

▼その他 申告書を提出いただく際、マイナンバーが必要となりますので、個人番号がわかるもの(個人番号カード・通知カード等)を必ず持参してください。

なお、本年10月1日までに転出予定の方は、申告書を提出する必要はありません。

▼提出・問い合わせ 建設管理グループ(市役所2階 42・2223)

収入が著しく減少された方は、収入に応じて減免となる場合がありますので、随時ご連絡願います。

赤歌警察署からの

お知らせ

■令和5年度第2回警察官採用試験について
北海道警察では警察官を募集しています。

▼採用予定人数 200名程度

▽男性 A区分35名程度、B区分115名程度

▽女性 A区分15名程度、B区分35名程度

▼受け付け期間 8月18日(金) 17時30分まで

■暴力団排除活動の推進

警察は、暴力団の壊滅に向けて強力な取り締まりを推進していることから、道民の皆さまも、

- ・暴力団を恐れない
 - ・暴力団を利用しない
 - ・暴力団にお金を出さない
 - ・暴力団と交際しない
- を合言葉に、暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関する

ことはどんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。

■台風30号に備え万全な各種対策を

8月から9月にかけては、1年で最も台風の発生や接近、上陸が多くなる時期です。暴風や大雨等による災害に備え、日ごろから身を守る対策をお願いします。

非常時の持ち出し品を準備しておくほか、自宅周辺で飛散しそうなものを片付けるなど、事前の対策が効果的です。熱中症や感染防止対策についても注意が必要になります。

引き続き、水分補給をはじめ、マスクや除菌シート、消毒液を確保し、感染予防対策を講じていきましょう。

■4偽メールに注意!

北洋銀行や北海道銀行など北海道内の企業をかたったフィッシングメールが流行しています。身に覚えがないメール・SMS(ショートメール)のリンクは開かず、電子マネーで支払いを要求された場合も要注意です。
迷った場合は、警察相談電

話(#9110)にご連絡ください。

▼問い合わせ 赤歌警察署警務課(☎42・0110)

サイレン吹鳴について

歌志内市・消防署・消防団では、9月1日(金) 18時に合同非常招集訓練のため、サイレンを鳴らします。火災と間違えのないようお知らせします。

※地形や天候により、聞こえにくい場合があります。

〈警防・救急グループ〉

赤平駅前広場バス停利用者へのお知らせ

8月17日(木) 9時30分から21日(月) 12時までの期間、赤平駅前・夏祭りが開催されます。

この期間は、赤平駅前で交通規制がかり、路線バス乗降場所が変更となりますので、ご利用の際にはご注意ください。

▼問い合わせ 北海道中央バス(株) 滝川営業所(☎24・6191) または、赤平商工会議所(☎32・2246)

加藤樹石苑

水晶などを使った各種アクセサリ
オリジナルのアクセサリも作ります。

鑑賞石を常設展示!
「愛石家サロン」お気軽にご覧下さい!

歌志内市字中村58番地
電話・FAX 0125-42-2278

砂川市立病院・あかびら市立病院・滝川市立病院などの「処方せん」受け付けています。

ご自宅・職場などにお薬を無料でお届けします。



(地域商品券使えます)



歌志内市立病院前 **チロル薬局**

電話: 0125-42-4500 FAX: 0125-42-4501

戦没者顕彰碑

歌志内公園には「戦没者顕彰碑」があります。

この顕彰碑は、世界の恒久平和を祈念し、歌志内市遺族会により平成10年9月に設置されたものです。599柱の戦没者の名前が刻印されている黒御影石は、戦没されたかたがたを一体観にして「人」という字を表し、上部の両手により支えられている球状の黒御影石は地球を表し、全世界の恒久の平和を願う意味で戦没者の両手が「地球」を支えていることを表現しています。

また、両手の下の台座には七つの海の荒波と鳩を彫刻し、郷土、歌志内より世界に向かって荒波を乗り越え、平和のシンボルである鳩に『平和』を伝承してもらいたいとの願いが込められています。

顕彰碑の建立脇にはタイムカプセルが埋設されており、当時から換算し100年後の2098年に、開示されることとなっています。このタイムカプセルには、戦争という悲劇を風化させることなく

認識をしていただけるようにとの期待も込めています。

たくさんの方の平和への願いが込められた顕彰碑まで足を運び、平和についてあらためて考えてみませんか。



▲戦没者顕彰碑

原爆投下の日・終戦記念日に黙とうを

今から78年前の昭和20年8月、広島市と長崎市に相次いで原子爆弾が投下され、我が国は世界で唯一の被爆国となりました。また、8月15日は第二次世界大戦が終結した日です。

戦後78年を経て、我が国は目覚ましい復興を遂げ、平和で豊かな社会を築き今日を迎えています。

しかし、この繁栄と平和は、先の大戦での尊い犠牲のうえに成り立っていることを忘れてはなりません。

今日ある平和な社会を将来にわたって維持していくため

には、過去の悲惨なできごとを忘れることなく、確実に未来へ伝えていくことが大切です。

私たちが、犠牲者の冥福と全世界の恒久平和を祈り、誓いを新たに次の日時に黙とうを捧げましょう。

▼原爆が投下された日時

・8月6日(日) 8時15分

・8月9日(水) 11時2分

▼終戦記念日

・8月15日(火) 正午

〈庶務グループ〉



8月は北方領土返還要求運動強調月間

北方領土は、北海道本島の北東の洋上に連なっている、「歯舞群島」、「色丹島」、「国後島」、「択捉島」の四島で、面積は千葉県の広さにほぼ匹敵し、我が国民が父祖伝来の地として受け継いできた土地です。

歴史的に見ても領土問題の解決には、長い時間と労力が必要ですが、四島を開拓した先人の努力とふるさとを想う元島民の方たちの願いを無駄

にしないためにも、次代を担う青少年の領土問題への正しい理解と関心を高めること、

また、日本の北方領土返還要求の正当性を世界各国に訴え、返還に向けた良好な国際環境を作りあげるため、国際世論への呼びかけを続けることが必要です。

毎年8月を北方領土返還要求運動強調月間とし、各地で領土返還についての啓発事業や大会の開催、署名活動などが行われていますので、返還要求運動へのご理解、ご協力をお願いします。

〈庶務グループ〉

求人情報(7月11日現在)

市内の事業所では、次のとおり従業員を募集しています。

- 1 製造工
 - 2 求人人数 1人 年齢不問
 - 3 調理補助員
 - 4 求人人数 1人 年齢不問
 - 5 介護員(支援員)
 - 6 求人人数 2人 64歳以下
 - 7 土木作業員
 - 8 求人人数 2人 年齢不問
 - 9 介護員(デイサービス)
 - 10 求人人数 2人 年齢不問
- くわしくは、ハローワーク滝川公共職業安定所砂川出張所(砂川市西6条北5丁目 ☎54・3147)へ。

有限会社 ケア・サポート 21

介護用品、介護器具の販売
市指定ごみ袋やマスクなどの衛生用品・日用品も取り扱いしています。
皆さまに『安心・安全・信頼』を提供します。

歌志内市字文珠 228 番地 4
電話番号 0125-42-3565



司法書士中根事務所

不動産登記、商業登記、債務整理、供託、成年後見、相続・遺言・遺産分割、その他登記・法律・訴訟・裁判・各種手続きなど、お気軽にお電話ください。

赤平市・歌志内市無料出張相談承り中

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
赤平市東文京町2丁目4番地2

ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane/>

札幌弁護士会 無料法律相談会

札幌弁護士会では、次の日程で無料法律相談会を開催します。

債務整理、交通事故、離婚、相続、悪質商法など、どのような相談でもお受けします。

ご相談される場合は、必ず事前に申し込みをお願いします。

▼とき

▽8月1日(火) 10時～12時

佐藤 雅一 弁護士

▽8月29日(火) 10時～12時

渡部 敏広 弁護士

▼ところ うたみん

▼申し込み・問い合わせ 環境交通グループ(市役所1階)

電話 42・3217

「子どもの人権相談」 強化週間のお知らせ

8月23日(水)から29日(火)は、全国一斉「子どもの人権相談」強化週間です。「子どもの人権110番」による電話相談と、「SNS(LINE)」による人権相談により相談をお受けします。

期間中は平日の受付時間を延長して土日も対応します。

いじめや虐待など、子どもの人権に関する悩みを相談ください。

▼強化週間中の受付時間

▽平日 8時30分～19時

▽土・日曜日 10時～17時

▼相談方法

①子どもの人権110番 ☎0120・007・110

②SNS(LINE)による人権相談 スマートフォン等から<https://page.linkensoudan>にアクセスし、左記の公式アカウントを友達追加して利用する。

▼アカウント名 「SNS人権相談」

▼検索ID @snsinkensoudan

供物や供花は 持ち帰りましょう

市営墓地でのお参りにあたっては、次のことにご協力ください。

▽墓地内には、ごみ箱を設置していませんので、ごみは必ず持ち帰りください。

▽供物や供花などをそのままにしておくと、腐敗して悪臭を発したり、カラスやキツネなどに荒らされ、お墓

が汚れてしまいます。お参りが済んだら、お供え物は必ず持ち帰りください。

▽墓地使用者は、使用地内の清掃と草刈りを行い、他に迷惑をかけないように、きちんと管理してください。

▽とうば・骨箱などは、いっさい引き取りできませんので、必ず持ち帰りください。

▼問い合わせ 環境交通グループ(市役所1階) ☎42・3217

国民年金の退職(失業)による特例免除

特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。配偶者や世帯主が退職(失業)した場合にも対象となり、免除の申請が承認されると、次のようなメリットがあります。

■保険料免除でも一部納付したのと同じ

保険料免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1となります。

■万一の際にも確かな保障
病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

■退職(失業)された方の所得を除外して審査
通常であれば、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職(失業)された方の所得は審査の対象から除かれます。

■申請に必要なもの
▽国民年金手帳または基礎年金番号通知書
▽個人番号が記載されたもの(個人番号カードなど)
▽退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

■免除の期間
失業等の事由が発生した年の翌々年6月までの期間について適用されます。ただし、申請時点から2年1か月より前の期間は、時効となりますので、お早めに申請しましょう。

▼問い合わせ 砂川年金事務所 ☎52・2144 または戸籍保険グループ(市役所1階) ☎42・3217

働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

ほくもんフリーローン『まねき猫』借換もOK

ご融資金利 年5.0%・年7.0%・年9.0%・年14.0%
(固定金利・保証料含む、令和4年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
※お取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額500万円以内 ・ご利用期間10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。
※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。
※詳しくは 北門信用金庫 歌志内支店 TEL42-3111 まで。

チロルの8月半額デーのお知らせ

当館をご利用くださっている皆様へ、
8月半額デーの日程をお知らせします。

8月9日(水曜日)

8月21日(月曜日)

日帰り入浴が半額になります。

☎0125-42-5588 Fax 42-3044

チロルの湯

ハチの巢駆除と助成金の創設について

今年度より市ではハチの巢駆除に対する助成金制度を創設しましたので、ぜひご活用ください。

なお、市ではハチの巢の駆除は行っていませんので、自宅敷地内での駆除は専門業者（有料）に依頼するか、市で防護服の貸し出し（無料）をしていますので、気軽にご利用ください。

また、公園や道路などの公共の敷地内でハチの巢が発見された場合は、市へ情報提供をよろしく願います。

▼助成金の交付対象者

①ハチが営巣した建物または土地を所有し、使用している、もしくは管理する個人または団体（法人を除く）
②市税等の滞納がないこと

▼助成金額

▽ハチの巢を1個駆除した場合 駆除業者等にハチの巢駆除を委託し、その要した金額の2分の1以内とし、1万5000円を限度とします。

▽ハチの巢を同時に2個以上駆除した場合 駆除業者等にハチの巢駆除を委託し、その要した金額の2分の1以内とし、2万円を限度とします。

※駆除を行うために建物の一部を解体する費用及びその復旧に係る費用は対象外
▼問い合わせ 環境交通グループ（市役所1階 ☎42・3217）

Jアラート

全国一斉試験放送

大規模地震や武力攻撃といった緊急事態が発生したときに、全国瞬時警報システム（Jアラート）により国から送られてくる緊急情報を、市民の皆さんへお伝えするための試験放送を行います。市が実施する試験放送等は、次のとおりです。

■試験放送及び訓練メール配信日時

▼日時 8月23日（水）11時ごろ

▼消防の放送 市内各所に設置してあるスピーカーから日ごろの放送と同じくらい

の音量で次の内容を放送します。

▼放送内容

- ・こちらは歌志内市役所です。
- ・これは、試験放送です。
- ・全国瞬時警報システムの試験放送です。

※繰り返し

▼登録制メール 登録制メール「防災情報」の配信登録者に訓練メールを配信します。

▼メール配信文

・これは、Jアラートのテストです。

※8月22日に、訓練周知のメールを配信します。

▼問い合わせ 庶務グループ（市役所3階 ☎42・3212）

広報7月号のお詫び

広報7月号の記事に誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正します。

▽6ページ 「財政公表」各会計の予算執行状況中、病院事業会計の消費税を除いた純利益「2238万7

千円」を「1284万1千円」に訂正します。

▽8ページ 「令和5年度町内会・自治会長のご紹介」中、東光町内会の大河内隆子会長のよみがな「たかこ」を「りゆうこ」に、電話番号「42・4353」を「42・3479」に訂正します。

〈企画広報グループ〉

北海道苦情審査委員制度をご存じですか？

北海道苦情審査委員制度は、道の機関が行った業務に関する苦情を皆さんに代わって、苦情審査委員が公平で中立な立場から審査する制度です。皆さん自身の利害に関する

苦情であれば、苦情審査委員に申し立てができます。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

▼問い合わせ 北海道総合政策部知事室道政相談センター（〒060・8588 札幌市中央区北3条西6丁目 ☎011・204・5523、FAX011・241・8181、メール kou.kei@pref.hokkaido.lg.jp）または、空知総合振興局総務課（〒068・8558 岩見沢市8条西5丁目 ☎0126・20・0200、FAX0126・25・5588）

企業版ふるさと納税に寄附をいただきました

企業版ふるさと納税制度を活用し、本市にご寄附いただいた企業様をご紹介します。「歌志内市まち・ひと・しごと創生推進事業」の取り組みに対してご支援をいただき、誠にありがとうございます。

株式会社中込製作所 様

神奈川県横浜市

金沢区福浦2丁目7番21号

寄附額 1,000,000円

<企画広報グループ>